

本規約は、豊かなライフスタイルを提案する株式会社 TSUTAYA（以下「当社」といいます）が主宰する TSUTAYA Conditioning サービス（以下「本サービス」といいます）に適用されるものとし、会員（第1条にて定めます）が、TSUTAYA Conditioning 加盟店舗（以下、「加盟店舗」といいます）にて、本サービスを利用する際に遵守いただく事項を記載しております。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、以下の通りとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が主宰するフィットネスクラブを中心とする「こころ」と「からだ」を健やかに保つライフスタイル提案サービスの総称を指します。
- （2）「施設」とは、加盟店舗が本サービスを行う場所又は区画を指します。
- （3）「会員」とは、本規約第5条所定の手続きを経て当社と契約を締結し、当社が発行する会員証を交付された者のことを指します。

第2条（目的）

本サービスは、会員が健康を通じて「こころ」と「からだ」が豊かになる、地域社会の新しいコミュニティ作りを目的としております。

第3条（会員制）

1. 本サービスは会員制とします。
2. 会員による本サービスの利用範囲、条件、および本サービス運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じ。）については、別途当社が運営する Web サイト(<https://tc.tsite.jp/lp/>)（以下「Web サイト」とする）に記載するものとする。
3. 会員が本サービスを利用するときは、会員証を必要とします。
4. 会員の契約期間は、月単位で本サービス所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条（入会資格）

本サービス利用における入会資格は以下の各項目を満たす方と致します。

- （1）満20才以上の方で本サービスの趣旨に賛同し本規約および諸規則を遵守する方
- （2）本サービスの利用に堪え得る健康状態であり、且つ一人で本サービスを利用できる方
- （3）入会手続き完了後、初来店の際に、加盟店舗のスタッフに、氏名、生年月日、住所の記載がある本人確認書類提示できる日本国籍を有する方。または、在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方
- （4）当社が会員として好ましくない行為をしない、または他の会員に迷惑をかける恐れがないと判断した方
- （5）暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会勢力に関係されていない方
- （6）次のいずれかに該当しない方

- ・刺青をされている方
- ・妊娠されている方
- ・感染するおそれのある感染症・感染皮膚病の方

第5条（入会手続き）

1. 本サービスは、本規約に同意の上、本条第2項に定める手続きを完了することにより入会できます。
2. 会員となる方は、Web サイトから、氏名、カナ氏名、生年月日、電話番号、現住所、性別、電子メールアドレスおよび会費決済に必要な情報等の所定の事項を正確に入力したうえで、初来店の際に、第4条に定める入会資格を満たしていることを、加盟店舗のスタッフが確認することにより入会できます。
3. 会員は、入会后、加盟店舗から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。当社は、会員がその求めに応じない場合、当該会員の本サービスの利用を停止することができます。この場合であっても会員は、第9条第1項に定める諸費用を支払う義務を負うものとします。
4. 会員は氏名・現住所・決済情報等の登録情報に変更が生じた場合には速やかに当社まで申告するものとします。
5. 会員は入会手続きにより会員番号が付与されます。会員は、Web サイトに、指定 ID およびパスワードを入力することにより、会員向けネットサービス（ネット予約・予約キャンセル・イベント情報提供）を利用することができます。
6. 当社は会員の顔写真を初回来店時に撮影し、会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等での照合をし、本サービス利用の資格確認等に利用します。

第6条（退会）

1. 会員本人の都合による退会は必ず本人が退会希望月の10日（休業日の場合は前営業日、以下同じ。）までに来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することが出来ます。また10日を過ぎた場合、翌月の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。当社は手続きの際に、退会ご確認書を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払いの入会金・月会費・諸料金等がある場合は、完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。
2. 休会制度はございません。一度退会の後、会員が再度本サービスに入会を希望する場合、再び入会手続きを行うものとします。
3. 代理人による退会手続きまたは電話のお申し出は原則受け付けません。
4. 2ヶ月連続で未払いが生じた場合、退会となります。その場合利用の有無に関わらず未払い分を支払うものとします。

第7条（個人情報について）

1. 当社は本サービスを運営するにあたり、以下の個人情報を取得します。
 - (1) 入会手続きの際の以下の登録事項（変更のお申し出の内容も含まれます）
 - 氏名、カナ氏名、生年月日、電話番号、現住所、性別、電子メールアドレス、専用サイトにログインするためのログイン ID、パスワード
 - (2) 本サービスのご利用の履歴、施設入退出履歴、スタジオ予約履歴、イベント予約履歴
 - (3) クレジットカード番号等、選択した決済方法に応じた情報

- (4) 会員本人の画像または音声によりその個人を識別できるもの
- (5) 会員が、当社が主催あるいは共催するキャンペーンへ応募し、または当社に対しその他のお取引を申し込んだ場合において、利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他キャンペーンの実施またはその他のお取引に必要な情報
- (6) 当社が会員よりご意見、ご要望、お問合せ等を受けた場合において、当該お問合せ等の内容、氏名、電子メールアドレス、その他のお問合せ等への対応に必要な情報
- (7) その他当社が適法に取得または保有する個人情報

2. 当社は、本条第 1 項に定める個人情報を、当社の「個人情報保護方針 (<https://www.tsutaya-ltd.co.jp/privacy/>)」、および以下の条件に従って取り扱うものとします。

(1) 利用目的

- ①本サービスの運営、維持、保護および改善のため
- ②会員の情報分析のため
- ③会員に対して、電子メールその他の各種通知手段によって、本サービスおよびその他の当社運営のサービス情報その他の営業を案内または情報を提供するため
- ④キャンペーンの応募受付、利用者特典等の提供、その他の取引の履行のため
- ⑤利用者からのご意見、ご要望、お問合せ等に対し適切に対応するため
- ⑥不正利用の防止・調査のため
- ⑦本条第 3 項に従って、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）に情報を提供するため
- ⑧その他本サービスの円滑な運営のため
- ⑨その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

(2) 第三者への提供

当社は、本条第 2 項および法令等で定められた場合を除き、あらかじめご本人からご同意いただかない限り、第三者に個人情報を提供いたしません。

(3) 外部委託

当社は、機密保持契約を交わしたうえで、本サービスの運営に関する業務の一部を委託業者に委託することがあります。委託業者は、委託業務を遂行するために必要な個人情報に接し、これを利用しますが、その業務以外の目的で利用することはありません。当社は、個人情報の保護水準が、当社が設定する安全対策基準を満たす事業者に限って、委託業者として選定し、当該個人情報の適切な管理、監督を行います。

(4) 個人情報の苦情・相談への対応

会員が自己の個人情報について、個人情報保護法その他関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去または第三者への情報提供の停止を求める場合には、末尾に記載するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。所定の手続きを行っていただければ、ご請求の内容について確認の上、適切な処理を実施し、開示については書面または会員に同意をいただいた方法で、その他の措置の結果については電話または電子メール等により、遅滞なく回答いたします。

3. 当社は、本条第 1 項に定める個人情報を、CCC に対して、以下のとおり提供いたします。利用者は、以下に記載する条件に従って、当社が個人情報を、CCC に対して提供することについて、同意します。

(1) 「提供する個人情報の項目」

本条第 1 項各号に記載される個人情報の項目

(2)「提供された個人情報の利用目的」

本条第2項第1号に記載される利用目的

(3)「提供の手段または方法」

書面もしくは電磁的な方法による送付または送信

第8条（会員証）

1. 当社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本サービスを利用するときは、会員証を必ず携帯し入退出時にカードリーダーにかざして入退出をするものとし、
2. 会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会の責任において、カードを切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとし、
3. 会員は、会員証を紛失したときは、速やかに加盟店舗のスタッフにその旨伝えたと上で再発行の手続きをするものとし、
4. 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与・譲渡できません。

第9条（入会金・月会費・諸料金）

1. 会員は加盟店舗が定めた入会金・月会費・諸料金を所定の方法で所定の期日に加盟店舗に支払うものとし、
2. 入会金・月会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の入会金・月会費・諸料金にかかる消費税について、前払い金を含め法改正の内容に従い、会員は加盟店舗が定めた方法で差額を負担するものとし、
3. 入会金・月会費・諸料金の金額支払い時期、支払い方法は加盟店舗がこれを定めます。
4. 加盟店舗は入会金を設ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金は原則返却しないものとし、
5. 月会費は本サービスの利用回数の有無にかかわらず第6条の退会手続きを完了した月までは支払い義務を負うものとし、
6. 加盟店舗は入会金・月会費・諸料金を社会情勢、経済情勢、経済状況の変動等を参考にして改定することができるものとし、
7. 月会費・諸料金を滞納している会員は本サービスのご利用が出来ません。
8. 一旦お支払い頂いた諸費用に過払いがある場合、加盟店舗指定の退会手続きが完了するまでの間、加盟店舗が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当または返金致します。なお返金は会員本人のみとします。
9. 会員は、会員本人が第17条に該当し除名となった場合でも、ご契約月までの会費等を負担するものとし、

第10条（諸手続き）

1. 会員は会員種別の変更、契約ロッカー、オプション等の変更手続きを希望する場合、別途加盟店舗が定める方法で手続きを完了しなければならないものとし、
2. 会員は入会の際に登録した内容に変更があった場合、速やかに本サービスのスタッフまで変更内容を伝えて登録情報変更の手続きを完了しなければなりません。
3. 加盟店舗は、会員の個人情報について、当社が変更の事実を確認した場合は、会員本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。

4. 当社は、加盟店舗をして、会員宛に、以下各号に定める手段を以って通知を行う場合があります。この場合、当該発送又は送信を以って効力を有するものとし、不到達等の事由により、会員が損害を被った場合でも、加盟店舗は一切の責を負いません。住所又は電子メールアドレスに変更があった場合は、速やかに第5条第4項の定めに従い、変更手続きを行ってください。

(1) 会員からの届け出のあった住所に、郵送等の手段を以って書面等を送付する場合

(2) 会員からの届け出のあった電子メールアドレスに、電子メールを用いて書面等を送信する場合

第11条(健康管理)

会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。会員は医師に運動を控えるように指示された場合、または本サービスの利用にあたり支障が生じた場合は、直ちに加盟店舗へ申告するものとします。

第12条(ビジター)

1. 加盟店舗または当社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下、「ビジター」といいます)に本サービスの見学、施設・本サービスを利用させることができます。

2. ビジター利用についても施設・本サービスを利用するための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本規約が適用されます。

第13条(入場禁止、退場、施設・本サービスの利用制限)

当社は、以下の事項に該当する方に、施設への入場禁止、退場および本サービスの利用制限を命じることができます。

(1) 本規約および諸規則を遵守しない方。

(2) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる方。

(3) 刺青をされている方。

(4) 飲酒等により、正常に本サービスの利用ができないと当社が判断した方。

(5) 健康状態により、医師から運動を禁じられている、またはてんかんであることが判明した方。

(6) 当社が、本サービスを利用することが好ましくないと判断した方。

(7) 集団感染するおそれのある疾病(感染症・感染性皮肤病)の方。

(8) 妊娠中の方。

(9) 当社が、他の本サービス利用者に迷惑をかけると判断した方。

(10) 正当な理由なく当社の指示に従わない方。

(11) 過去に当社から除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある方。

(12) 第14条各号で禁止されている行為を行った方。

(13) その他、当社が会員としてふさわしくないと認めた方。

第14条(禁止事項)

当社は、会員による次の行為を禁止します。

(1) 施設内での喫煙行為。(電子タバコ・無煙タバコを含む)

(2) 刃物等の危険物を施設内に持ち込む行為。

(3) 動物を施設内に持ち込む行為。

(4) 他の会員、加盟店舗のスタッフ、本サービスの誹謗、中傷行為(SNS等(twitter、Facebook、Instagramな

- どのソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう) へ誹謗、中傷を書き込む行為も含む)
- (5) 施設内での物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動を行う行為。
 - (6) 他の会員や加盟店舗のスタッフを殴打したり、身体を押したり拘束する等の暴力行為。
 - (7) 他の会員の本サービス利用を妨げる行為。
 - (8) 他の会員や加盟店舗のスタッフへ大声や奇声を発したり、睨んだり、行く手を遮る様な威嚇行為および物を叩いたり、投げる等の他人が恐怖を感じる言動及び行為。
 - (9) 施設内の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出し行為。
 - (10) 他の会員や加盟店舗のスタッフへのストーカー行為。
 - (11) 他の会員に不快感や嫌悪感を与えたり、危険を及ぼす行為。
 - (12) 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に本サービスを利用する行為。
 - (13) その他、本サービスの秩序を乱す行為。
 - (14) 前各号に準ずる行為全般。

第15条 (会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員資格は、会員本人限りとし、第三者に譲渡、相続または貸与することは出来ないものとします。

第16条 (持込物に関する責任)

1. 加盟店舗は会員が施設に持ち込んだ物品を預かることは致しません。また会員の持込物について一切の責任を負いません。ロッカー (契約ロッカー、更衣室内のロッカーの両方を指します) のご利用については、別途、加盟店舗が定める館内ルールに従うものとします。
2. 加盟店舗は、加盟店舗の故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物品の紛失、滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
3. 加盟店舗は、会員が施設内に持ち込んだ物品を施設内に放置した場合、当該物品に関する一切の権利を放棄したものと見なし、任意で処分することができます。ただし、次の各号に定める物品は、施設で一時的に預かり本人確認が出来次第、会員に返却するものとします。
 - (1) 現金および有価証券
 - (2) その価額またはその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物品
 - (3) 建物または自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
 - (4) 携帯電話等の通信端末機器
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位または個人の一身に専属する権利を証するもの
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカードまたはクレジットカード
 - (7) 当該物またはその付属物に記載または付加した情報により、その所有者または占有者が識別できる物品

第17条 (会員除名)

会員が下記の一つにでも該当した場合は、当社の判断により会員を除名することができます。

- (1) 本規約の定める利用規則、施設が定める利用方法に違反したとき。
- (2) 当社又は加盟店舗の名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- (3) 諸会費・諸料金の支払いに滞りし、期限を定めた催促にも応じないとき。

- (4) 施設又は施設内の器具等を故意に破損したとき。
- (5) 当社が会員として不適当と認めたとき。
- (6) 前各号に準ずる行為が発覚したとき。

第18条(会員資格喪失)

会員が下記の一つにでも該当した場合はその資格を失います。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が第17条に基づき除名されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 入会時に虚偽の申告をしたとき、および会員資格が無いことが判明したとき。

第19条(施設営業時間)

加盟店舗の施設営業時間は別途定めます。

第20条(閉鎖・休業)

加盟店舗または当社は、次の各号に該当する事由が発生した場合は、施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができます。なお、施設の閉鎖又は休業を予定している場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。なお、加盟店舗または当社が、本条の定めに従い、施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業する場合であっても、加盟店舗または当社は、会員に対し特別な補償は行いません。

- (1) 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で施設の業務遂行に支障があるとき。
- (2) 施設の点検、改造または補修工事等を実施するとき。
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- (4) 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- (5) その他やむを得ない事由が発生したとき。

第21条(本規約の改定)

当社又はCCCは、必要に応じ、本規約の改定を行うことがあります。なお、改定した内容は1日前までに、会員に対して告知または通知することにより、全ての会員に適用されるものとします。

第22条(細則)

本規約に定めのない事項で、本サービスの管理運営上必要な事項について、加盟店舗または当社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることが出来るものとします。この場合、1ヶ月前までに会員に対して、告知または通知するものとします。

第23条(本規約の発効)

本規約は当社の指定するインターネット上のWebサイトから入会手続き完了したときより発効致します。

お客様お問い合わせ先メールアドレス(カスタマーサポートセンター)

cs-support@t-conditioning.net